

10月から マイナンバーが 一人ひとりに通知されます！



マイナンバーって何？

マイナンバー（個人番号）とは、日本国内の全ての住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のことです。

何のために導入されるの？

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、住民票や所得証明書などの書類の添付が減ります。



行政の効率化

作業のムダが削減され、これまでよりも手続きが早く正確になります。



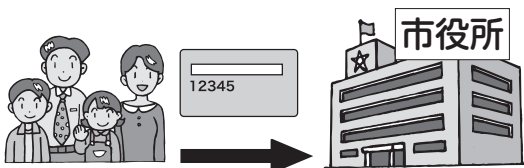
公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給を正確に把握し、不正受給の防止に役立ちます。また、本当に困っている人にきめ細かな支援が可能になります。



どんなときに利用するの？

児童手当の現況届や市県民税の申告書を市役所に提出する際にマイナンバーを利用します。



他にも、次のような手続きに利用します。

- ・ 税務署への確定申告書の提出
- ・ 勤め先への扶養親族の届出 など

民間事業者もマイナンバー制度への対応が必要です！

源泉徴収票の作成や社会保険の手続きなどでマイナンバーを取り扱います。

安全・安心の対策

- ・ マイナンバーは法律で定められた目的以外に利用できません。
- ・ 第三者機関（特定個人情報保護委員会）において、マイナンバーが適切に管理されているか監視します。
- ・ マイナンバーに関する個人情報は、これまでどおり市や県などの各行政機関において管理されます。（特定の機関が一括所有することはありません。）

マイナンバー制度に関する問い合わせ コールセンター（全国共通ナビダイヤル） ☎ 0570-20-0178

マイナンバーの通知

マイナンバーは、**10月以降、住民票の住所に転送不要の簡易書留でお送りします**ので、必ずお受け取りください。また、住民票の住所と異なるところにお住まいの人は、お住まいの市町村に住民票を移してください。

簡易書留には次の書類が入っています。

- ◆マイナンバーの「通知カード」
- ◆個人番号カードの「申請書」
- ◆その他（申請用の返信用封筒、マイナンバー説明書類）

大切な書類なので
無くさないでね！



あると便利！「個人番号カード」

個人番号カードとは？

マイナンバーのほかに、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などが記載されたカードです。身分証明書として利用できるほか、各種行政手続きの電子申請などで利用することができます。

個人番号カードの申請方法

個人番号カードの申請書に、顔写真を貼付し、署名をします。

申請書と次の書類を準備して、**市役所、行政センター、支所などの窓口**で手続きをしてください。

- 身分証明書と通知カード
- 住民基本台帳カードや市民カードをお持ちのかたは、所有しているカード



個人番号カードの発行は初回無料です！

使ってみよう！個人番号カード

長崎市では、来年1月下旬以降、個人番号カードを利用して、**コンビニエンスストアで住民票などの証明を取得**することができます。



【個人番号カードのイメージ図】



おもて面



うら面